

裁判所運営への国民参加 検討のたたき台（案）

地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱（案）について

1 設置、2 所掌事務

最高裁一般規則制定諮問委員会（第6回）において、地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱（案）（最高裁判所一般規則制定諮問委員会関係資料・資料7（以下、「資料7」などと表記する。））記載のとおり提案がされ、委員長が、「所掌事務について、基本的な考え方自体は対立していない。設置目的については、明確にしておいた方がよいという意見が多かった。1の『設置』のところに『裁判所の運営に広く国民の意見を反映させる』という趣旨を入れれば、所掌事務は原案どおりでよいのではないか。公聴会については、委員会の設置目的が明確になっていけば、9の『雑則』で必要に応じて公聴会を開くこともできる。設置目的の細かい表現ぶりについては次回確認することとし、所掌事務は原案どおりとしたい。」と発言し、委員は異議なく了解しているが（最高裁判所一般規則制定諮問委員会議事概要（第6回）（資料6） - p6参照）どうか。

3 組織

最高裁一般規則制定諮問委員会（第6回）において、地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱（案）（資料7）記載のとおり提案がされ、委員は異議なく了解しているが（資料6 - p7参照）どうか。

4 委員の任命

最高裁一般規則制定諮問委員会（第6回）において、地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱（案）（資料7）記載のとおり提案がされ、委員長が、「表現ぶりは幹事に考えてもらうとして、確認事項として、学識経験者が過半数を下回らないようにする、多様な委員構成となるよう配慮するということを明記することを前提として、要綱案は原案どおりでどうか（資料6 - p7～p8参照）」、「要綱案については、委員の順を、学識経験を最初にし、裁判官を最後にするという形で変えるが、その他は原案どおりでよいか。」と発言し、委員は異議なく了解しているが（資料6 - p9参照）どうか。

5 委員の任期等、6 委員長

最高裁一般規則制定諮問委員会（第6回）において、地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱（案）（資料7）記載のとおり¹の提案がされ、委員は異議なく了解しているが（資料6 - p 9 参照）どうか。

7 部会

最高裁一般規則制定諮問委員会（第6回）において、地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱（案）（資料7）記載のとおり¹の提案がされ、委員長が、「開催回数については、『できる限り年複数回開催するよう努める』という確認事項を設けることでどうか。議題については、委員会の趣旨が自由闊達に幅広く意見を出してもらうことにあり、諮問がなくとも意見を言うことができることなどから、確認事項にせず、運用にまかせるということかどうか。その上で、要綱案については原案どおりでよいか。」と発言し、委員は異議なく了解しているが（資料6 - p 10 参照）どうか。

8 庶務

最高裁一般規則制定諮問委員会（第6回）において、地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱（案）（資料7）記載のとおり¹の提案がされ、委員は異議なく了解しているが（資料6 - p 10 参照）どうか。

9 雑則

最高裁一般規則制定諮問委員会（第6回）において、地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会規則要綱（案）（資料7）記載のとおり¹の提案がされたが、委員から、委員会の議事録の公開や報道機関に対する議事の公開について確認事項を設けるべきであるとの発言があり、委員長が、「『原則として、議事録を公開し、報道機関に限り議事を公開することが望ましいが、最終的には委員会の決定によるものとする。』という趣旨の指針を確認事項とすることでどうか。』、「今の意見（『国民から広く意見を求める以上、委員会の特別の議決がない限り、原則として公開することができないか検討してもらいたい。』との意見）の趣旨を踏まえ、幹事の方で表現ぶりについて検討し、委員には事前に提案した上で、次回決定することでよいか。」と発言し、委員は異議なく了解しているが（資料6 - p 11 参照）どうか。

10 その他

最高裁一般規則制定諮問委員会（第6回）において、委員から、委員会での意見の裁判所での取扱いについて、例えば、次回の委員会への報告など、何らかの形で確認事項に盛り込めないか、との発言があり、委員長が、「今の点については、何らかの形で確認事項に盛り込めないか、幹事において検討することにしたい。」と発言して

いるが（資料6 - p12参照）どうか。

（参考）

【司法制度改革審議会意見】

第5 裁判官制度の改革

4. 裁判所運営への国民参加

家庭裁判所委員会の充実、地方裁判所での同委員会と同様の機関の新設など、裁判所運営について、広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを導入すべきである。

裁判所運営に国民の健全な常識を反映させていくことは、裁判所に対する国民の理解と信頼を高め、司法の国民的基盤を強化することにつながる。

現在、各家庭裁判所に家庭裁判所委員会（委員は、法曹三者以外に地方公共団体の職員や学識経験者から選任される。）が設置され、家庭裁判所の運営全般について意見を聴取することとされている。この制度の充実を図ることを含め、地方裁判所においても家庭裁判所委員会と同様の機関を新設することなど、裁判所運営について、広く国民の意見等を反映することが可能となるような仕組みを導入すべきである。

【司法制度改革推進計画】

第5 裁判官制度の改革

4 裁判所運営への国民参加

裁判所運営について、国民の意見を反映することが可能となるような仕組みを整備することに関し、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討し、なお必要な場合には、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。（本部）